

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 20 年 8 月 4 日

## 1 はじめに

平成 20 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、中央最低賃金審議会に対して「現下の最低賃金を取り巻く状況や、本年 7 月 1 日に施行されることとなる最低賃金法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、加えて、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配意した」調査審議を求める諮問がなされた中で、累次にわたり会議を開催し、目安額についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、経済は下降局面にあるといわれているが、ようやくデフレを脱却しつつあり、緩やかながらも底堅い成長軌道にあると認識しているとしたものの、勤労者への所得増加には結びついておらず、さらに食料品など生活必需品の値上がりが顕著にみられることを指摘し、生活防衛の観点からも最低賃金の大幅な引上げが必要であると主張した。さらに、雇用形態の多様化が進展する中で、勤労者の所得格差が拡大し続けており、ナショナルミニマムとして「生活できる賃金」を保障することが必要不可欠であると主張した。

今年を目安決定に当たっては、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、すべての労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護水準を上回ることは当然として、働く人の賃金の底上げにつながる最低賃金とすべきであると、具体的には、高卒初任給や、一般労働者の平均賃金の 50%程度、連合が試算した最低生計費からは時間給 900 円を超える水準が必要であり、この水準に向け中長期的に引き上げるために、本年は 50 円程度の引上げを図る必要があると最後まで強く主張した。

また、生活保護との整合性に対する考え方については、「健康で文化的な最低限度の生活を営むこと」を保障する憲法第 25 条の生存権及び最低賃金法第 9 条第 3 項の規定に基づき、誰もが生活保護を上回る最低賃金水準とすべきであり、県庁所在地の生活保護基準とすることが適切であると主張するとともに、生活保護基準を時間換算するための労働時間については、必要生計費と実態賃金を比較することが適切であり、一般労働者の所定内実労働時間とすべきと主張した。さらに、基準の取り方については、18 歳単身の生活扶助の第 1 類費、第 2 類費及び住宅扶助に、すべての世帯構成員に対して支給される必要最低生計費である期末一時扶助を加えるべきであると主張した。

なお、乖離額の解消については、最低賃金法改正法の趣旨に鑑みれば、単年度で解消すべきと主張した。

## 3 使用者側見解

使用者側委員は、景気の現状は 1 年前とは全く異なる様相を呈しており、日本経済全体としては踊り場局面にあるが、原燃料の高騰等により、企業業績は減益、景況感も悪化していること、また、輸出の減速及び原燃料価格の高騰を背景に、経常利益の年度計画が大幅に修正されていることや、倒産件数も増加傾向にあることを指摘するとともに、地域経済の現状についても、日銀の「地域経

济報告」等によれば、足下の景気は全体として減速しているとしつつも、依然、地域差がみられ、有効求人倍率や失業率についても、地域間で相違がみられると指摘した。

また、中小企業の景況は、原油・原材料価格の高騰が止まらない一方で価格転嫁ができないという厳しい状況の下で悪化の一途をたどっており、無理な人件費の増加は中小零細企業の存続に関わる問題になりかねないと主張するとともに、設備投資計画などをみても大企業と比較して大きく落ち込んでおり、中小企業の先行きに対する不透明感・不安感が非常に強いと主張した。

以上の点を踏まえれば、今年度の目安審議については、最低賃金を決定する際の決定基準の一つである「労働者の生計費」を考慮するに当たって、生活保護に係る施策との整合性に配慮することが法律に明記されたこと、加えて、諮問の際に求められた「成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論」への配意について真摯に受け止めて議論することが必要であるが、経済の状況は全体として厳しい状況にあり、特に、我が国企業数の99.7%を占め、労働者の7割を雇用している中小・零細企業はより厳しい状況にあること、さらには、地域間の「ばらつき」もあることなどから、企業の存続や雇用に及ぼす影響を考慮する必要があるとして、大幅な引上げを行える状況にはないことを最後まで強く主張した。

また、生活保護との整合性に対する考え方については、最低賃金と比較する際の生活保護として、考慮すべき年齢については様々な考えがあるものの、基本的には、単身者の生活扶助の第1類費と第2類費を人口加重平均したものに住宅扶助の実績値を加えたものと認識しているとし、最低賃金を月額換算する上で用いる労働時間については、実労働時間をとることは適切ではなく、法定労働時間をとるべきであると主張した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びこれに対する労使の意見

今年度の目安審議については、公益委員としては、これまでの中央最低賃金審議会における審議を尊重しつつ、「現下の最低賃金を取り巻く状況や、本年7月1日に施行されることとなる最低賃金法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、加えて、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配意した」調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、上記の労使の小規模企業の経営実態等への配慮及びそこに働く労働者の労働条件の改善の必要性に関する意見等にも表れた諸般の事情を総合的に勘案し、公益委員による見解を下記1のとおり取りまとめた。

今年度の目安額の算定については、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料とするとともに、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係にも配慮しつつ、加えて、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとする規定が新たに加えられた最低賃金法改正法の趣旨を踏まえ、一定の前提の下での生活保護と最低賃金との比較を行うなど、様々な要素を総合的に勘案したものである。

地域別最低賃金の具体的な水準は、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力という3つの要素を考慮して決定されるものである。このうち、労働者の生計費については、生活保護に係る施策との整合性について配慮する旨の規定が、先般の最低賃金法改正により新たに追加さ

れ、生計費の1つの要素として生活保護があることが、法律上明確にされたところである。

生活保護との関係は、最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき3つの考慮要素のうち生計費に係るものであることから、最低賃金法の規定ぶりとしては、生活保護との整合性に配慮すると規定されているところであるが、法律上、特に生活保護との整合性だけが明確にされた点からすれば、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨と解することが適当である。

最低賃金と生活保護の比較については、両者の基本的性質が異なることもあって、例えば、地域別最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対し、生活保護は市町村を6段階の級地に区分していること、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なること、生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助等があること等をどのように考慮するのかといった問題があるが、公益委員としては、直近のデータに基づき、手取額でみた最低賃金額と、衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものとを比較することが適当と考えたところである。(直近データによる比較は、別添グラフ参照。)

本小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、下記1を公益委員見解として同審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、同審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

なお、下記の公益委員見解については、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容となっており、不満の意を表明した。

さらに、本小委員会としては、成長力底上げ戦略推進円卓会議において中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針が取りまとめられたことを重く受け止め、政府において、「中小企業生産性向上プロジェクト」を強力に推進し、IT化の推進や人材の確保・育成の強化等による中小企業の体質強化、収益力向上に努めること、下請代金支払遅延等防止法による取締の一層の強化を図るとともに、下請ガイドラインの普及啓発にかかる取組みを強化し、下請適正取引等の推進に全力をあげることを要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 記

### 平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

- 1 平成20年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、表1中で下線が付されていない県については、同表に掲げる金額とし、下線が付された都道府県(利用可能な直近の平成18年度データに基づく生活保護水準との乖離額から、平成19年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお生活保護水準を下回っている都道府県)については、それぞれ表2のC欄に掲げる乖離額を当該乖離額を解消するための期間として地方最低賃金審議会で定める年数で除して得た金額と、表1に掲げる金額とを比較して大きい方の額とする。

(表1)

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	15円
B	栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	11円
C	北海道、宮城、福島、茨城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	10円
D	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	7円

(表2)

都道府県	平成18年度データ に基づく乖離額 (A)	平成19年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	残された乖離額 (C) (=A-B)
北海道	63円	10円	53円
青森	20円	9円	11円
宮城	31円	11円	20円
秋田	17円	8円	9円
埼玉	56円	15円	41円
千葉	35円	19円	16円
東京	100円	20円	80円
神奈川	108円	19円	89円
京都	47円	14円	33円
大阪	53円	19円	34円
兵庫	36円	14円	22円
広島	37円	15円	22円

2 (1) 目安小委員会は本年の目安審議に当たっては、平成16年12月15日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「現下の最低賃金を取り巻く状況や、本年7月1日に施行されることとなる最低賃金法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、加えて、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配意した」調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては最低賃金の審議に際し、上記資料を活用されることを希望する。

(2) 上記表2のC欄に掲げる乖離額については、最低賃金法改正法の趣旨に鑑みれば、速やかに解消することが望ましいが、一方で、最低賃金額は労働者の生計費なканずく生活保護のみによって定められるものではなく、労働者の賃金や通常の事業の賃金支払能力も含めて総合的に勘案して決定されるべきものであることから、各地域の経済情勢、雇用状況等の実態を踏まえてこれを解消するべきである。

このため、目安小委員会の公益委員としては、残された乖離額について、原則として2年以内に解消することとし、そうした場合に、今年度の引上げ額が、これまでに例を見ないほどに大幅になるケースについては、3年程度でこれを解消することが適当と考える。

ただし、こうした考え方に基づいてもなお、地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼすおそれがあるケースについては、5年程度でこれを解消することが適当と考える。

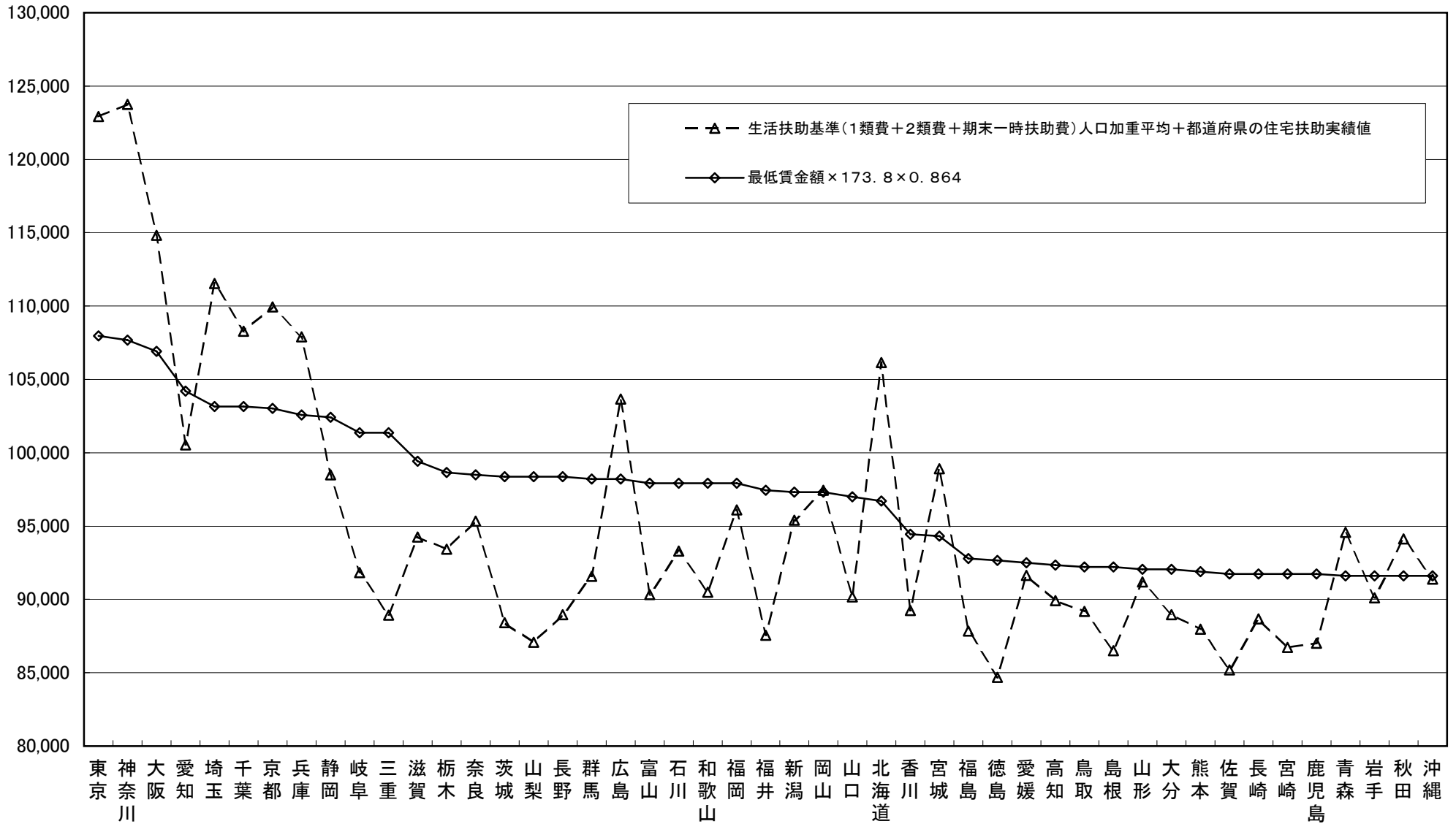
なお、具体的な解消期間及び解消額については、地域の経済・企業・雇用動向等も踏まえ、地方最低賃金審議会がその自主性を発揮することを期待する。

(3) また、今後の最低賃金と生活保護の具体的な比較については、その時点における最新のデータに基づいて行うことが適当と考える。

(4) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が本年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)データは平成18年度のもの。  
 注4)0.864は時間額610円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

別添